

# 令和6年余市町議会第3回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分  
閉 会 午後 2時15分

## ○招 集 年 月 日

令和6年5月30日（木曜日）

## ○招 集 の 場 所

余市町議事堂

## ○開 会

令和6年5月30日（木曜日）午前10時

## ○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長 12番 藤野博三  
余市町議会副議長 3番 岸本好且  
余市町議会議員 1番 山本正行  
" 2番 尾森加奈恵  
" 4番 佐藤剛司  
" 5番 内海富美子  
" 6番 庄巖龍  
" 7番 中井寿夫  
" 8番 川内谷幸恵  
" 9番 土屋美奈子  
" 10番 伊藤正明  
" 11番 茅根英昭  
" 13番 ジャストミートあたる  
" 14番 大物翔  
" 15番 白川栄美子  
" 16番 寺田進

## ○欠 席 議 員 （0名）

## ○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔  
副 町 長 渡 邊 郁 尚  
総 務 部 長 高 橋 伸 明  
総 務 課 長 越 智 英 章  
財 政 課 長 高 田 幸 樹  
税 務 課 長 成 田 文 明  
民 生 部 長 篠 原 道 憲  
福 祉 課 長 大 平 直 規  
子育て・健康推進課長 新 木 徹 也  
保 險 課 長 小 黒 雅 文  
環 境 対 策 課 長 大 森 直 也  
総 合 政 策 部 長 阿 部 弘 亨  
政 策 推 進 課 長 橋 端 良 平  
農 林 水 産 課 長 北 島 貴 光  
商 工 観 光 課 長 原 田 孝 嗣  
建 設 水 道 部 長 奈 良 論  
建 設 課 長 井 上 健 男  
まちづくり計画課長 二 木 二 郎  
水道課長（併）下水道課長 紺 谷 友 之  
会計管理者（併）会計課長 濱 川 龍 一  
農業委員会事務局長 樋 口 正 人  
教育委員会教育長 前 坂 伸 也  
教 育 部 長 浅 野 敏 昭  
学 校 教 育 課 長 本 間 憲 明  
社 会 教 育 課 長 中 島 豊  
選挙管理委員会事務局長  
（併）監査委員事務局長 石 川 智 子

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広  
議事係 長 中 山 達 郎  
書 記 山 内 千 洋

第12 議案第 5号 町有財産の取得につ  
いて

第13 議案第 6号 町有財産の取得につ  
いて

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定  
議長の諸般報告
- 第 3 報告第 1号 専決処分事項の承認  
を求めることについて  
(令和5年度余市町一般会計補正予  
算(第7号))
- 第 4 報告第 2号 専決処分事項の承認  
を求めることについて  
(令和5年度余市町介護保険特別会  
計補正予算(第5号))
- 第 5 報告第 3号 専決処分事項の承認  
を求めることについて  
(令和5年度余市町国民健康保険特  
別会計補正予算(第2号))
- 第 6 報告第 4号 専決処分事項の承認  
を求めることについて  
(令和5年度余市町後期高齢者医療  
特別会計補正予算(第1号))
- 第 7 報告第 5号 専決処分事項の承認  
を求めることについて  
(令和5年度余市町水道事業会計補  
正予算(第5号))
- 第 8 議案第 1号 令和6年度余市町一  
般会計補正予算(第1号)
- 第 9 議案第 2号 工事請負契約の締結  
について
- 第10 議案第 3号 工事請負契約の締結  
について
- 第11 議案第 4号 町有財産の取得につ  
いて

開 会 午前10時00分

○議長(藤野博三君) ただいまから令和6年余  
市町議会第3回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立  
いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案6件、  
報告5件、他に議長の諸般報告です。

○議長(藤野博三君) 日程第1、会議録署名議  
員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によ  
り、議席番号8番、川内谷議員、議席番号9番、  
土屋議員、議席番号10番、伊藤議員、以上のと  
おり指名いたします。

○議長(藤野博三君) 日程第2、会期の決定を  
議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を  
求めます。

○6番(庄 巖龍君) 令和6年余市町議会第3  
回臨時会開催に当たり、昨日午前10時より委員  
会室におきまして議会運営委員会が開催された  
ので、その審議経過並びに結果につきまして私  
からご報告を申し上げます。

委員7名出席の下、さらに説明員として高橋  
総務部長、越智総務課長の出席がありましたこと  
をご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案6  
件、報告5件、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日1日と決定いたしま

したことをご報告を申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきまして、ご報告申し上げます。

日程第3、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度余市町一般会計補正予算（第7号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第4、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度余市町介護保険特別会計補正予算（第5号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度余市町水道事業会計補正予算（第5号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算（第1号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、議案第2号 工事請負契約の締結についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第3号 工事請負契約の締結についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第4号 町有財産の取得についてにつきましては、即決にてご審議いただくこと

に決しました。

日程第12、議案第5号 町有財産の取得についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、議案第6号 町有財産の取得についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

以上を申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

**○議長（藤野博三君）** ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

なお、今期臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

---

**○議長（藤野博三君）** 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、余市町情報公開条例第30条の規定によります運用状況についての報告が町長からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般報告を終わります。

---

○議長（藤野博三君） 日程第3、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高田幸樹君） ただいま上程されました報告第1号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第1号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和5年度余市町一般会計補正予算（第7号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるとでございます。

令和5年度余市町一般会計補正予算（第7号）の内容につきましては、歳出において寄附に伴う基金への積立金のほか、今後の財政需要に備えての基金への積立金の補正計上、各種事業費確定見込みによる減額と財源の組替え計上、各特別会計等の決算確定見込みに伴う繰出金等の精算に加え、北海道が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する施設園芸生産基盤緊急支援事業の補助採択を受け、関係経費の補正計上と繰越明許費の設定を行ったものでございます。

また、歳入につきましては地方交付税、寄附金の計上、さらには地方譲与税等各種交付金をはじめ、各種事業費の確定見込みなどによる国庫及び道支出金の追加及び減額、繰越金、諸収入の追加のほか、繰入金、町債の減額等により調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和6年5月30日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和5年度余市町一般会計補正予算（第7号）。

令和5年度余市町の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,309万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億892万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願います。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額1億8,730万5,000円、24節積立金1億8,730万5,000円につきましては、減債基金積立金3,000万円、社会福祉施設等建設基金積立金13万6,000円、公共施設建設整備基金積立金5,000万円、教育施設建設整備基金積立金5,000万円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金5,678万5,000円、森林環境譲与税基金積立金38万4,000円の補正計上でございます。

15目新型コロナウイルス対策事業費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、10目介護保険費、補正額2,380万1,000円の減、27節繰出金2,380万1,000円の減につきましては、介護保険特別会計繰出金の決算見込みによる減額補正でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目国民健康保険費、補正額372万4,000円、27節繰出金372万4,000円につきましては、国民健康保険特別会計繰出金の決算見込みによる補正計上でございます。

9目後期高齢者医療費、補正額1,461万円の減、18節負担金補助及び交付金965万2,000円の減につきましては、療養給付費負担金の減額補正でございます。27節繰出金495万8,000円の減につきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金の決算見込みによる減額補正でございます。

4款衛生費、3項上水道費、1目上水道施設費、補正額18万9,000円の減、18節負担金補助及び交付金18万9,000円の減につきましては、水道事業会計負担金の減額補正でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額173万円、18節負担金補助及び交付金173万円につきましては、施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金の補正計上でございます。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、補正額2,984万3,000円の減、12節委託料227万7,000円の減につきましては、町道法面对策調査設計委託料の減額補正でございます。14節工事請負費2,756万6,000円の減、内訳といたしまして町道整備工事124万5,000円の減額補正と橋りょう補修整備工事2,632万1,000円の減額補正でございます。

2目冬期除雪対策費、補正額70万1,000円の減、

17節備品購入費70万1,000円の減につきましては、歩道用ロータリー除雪車購入事業費の減額補正でございます。

8款土木費、3項河川費、1目河川総務費、補正額182万8,000円の減につきましては、各河川保全事業の減額補正でございます。内訳といたしまして、12節委託料137万8,000円の減につきましては、河川護岸補修調査設計委託料の減額補正でございます。14節工事請負費45万円の減につきましては、河川護岸補修工事の減額補正でございます。

8款土木費、5項都市計画費、2目公園管理運営事業費、補正額110万円の減、14節工事請負費110万円の減につきましては、各公園環境整備工事の減額補正でございます。

8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費、補正額520万円の減につきましては、各団地環境整備工事の減額補正でございます。内訳といたしまして、12節委託料16万1,000円の減につきましては、共栄団地耐力度調査委託料の減額補正でございます。14節工事請負費503万9,000円の減につきましては、各団地環境整備工事の減額補正でございます。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、補正額103万6,000円の減、18節負担金補助及び交付金103万6,000円の減につきましては、北後志消防組合負担金の減額補正でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、7目文化財総務費、補正額196万8,000円、18節負担金補助及び交

付金196万8,000円につきましては、ニッカウキスキー余市蒸溜所防災設備改修事業補助金の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

11款公債費、1項公債費、2目利子、補正額332万3,000円の減、22節償還金利子及び割引料332万3,000円の減につきましては、一時借入金利子の減額補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。4ページをお開き願います。下段でございます。2、歳入、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、補正額396万2,000円の減、1節地方揮発油譲与税396万2,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、補正額342万6,000円、1節自動車重量譲与税342万6,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、補正額38万4,000円、1節森林環境譲与税38万4,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、補正額90万5,000円の減、1節利子割交付金90万5,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、補正額48万3,000円の減、1節配当割交付金48万3,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、補正額185万3,000円、1節株式等譲渡所得割交付金

185万3,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金、補正額99万3,000円の減、1節法人事業税交付金99万3,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

次のページをお開き願います。7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、補正額1,555万4,000円の減、1節地方消費税交付金1,555万4,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

8款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、補正額1万7,000円、1節ゴルフ場利用税交付金1万7,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、補正額188万円、1節環境性能割交付金188万円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、補正額50万3,000円、1節地方特例交付金50万3,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額1億2,563万円、1節地方交付税1億2,563万円につきましては、額の確定による普通交付税1億438万3,000円と特別交付税2,124万7,000円の補正計上でございます。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、補正額46万6,000円の減、1節交通安全対策特別交付金46万6,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額41万6,000円、1節社会福祉費国庫負担金41万6,000円につきましては、低所得者

保険料軽減負担金の補正計上でございます。

2目衛生費国庫負担金、補正額54万7,000円の減、1節保健衛生費国庫負担金54万7,000円の減につきましては、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金61万7,000円の減額補正のほか、未就学児均等割保険料軽減負担金6万5,000円と産前産後保険料軽減負担金5,000円の補正計上でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額241万円、1節総務費国庫補助金241万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金77万円、個人番号カード交付事務費補助金164万円の補正計上でございます。

4目土木費国庫補助金、補正額4,680万6,000円の減につきましては、各事業費の確定見込みに伴うものでございます。節別に申し上げますと、1節道路橋りょう費国庫補助金4,226万円の減、内訳といたしまして橋りょう長寿命化補修事業補助金1,446万円の減、道路ストック補修事業補助金879万3,000円の減、道路案内標識設置事業補助金498万9,000円の減、歩道用ロータリ除雪車購入事業補助金918万2,000円の減、除雪作業車等保管倉庫建設事業補助金483万6,000円の減による補正計上でございます。2節住宅費国庫補助金409万6,000円の減につきましては、公営住宅等整備事業補助金の減額補正でございます。3節都市計画費国庫補助金45万円の減につきましては、公園長寿命化事業補助金の減額補正でございます。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、補正額49万2,000円、1節社会福祉費道負担金49万2,000円につきましては、低所得者保険料軽減負担金の補正計上でございます。

2目衛生費道負担金、補正額521万2,000円の減、1節保健衛生費道負担金521万2,000円の減につきましては、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金204万5,000円の減、後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金320万2,000円の減、未就学児均等

割保険料軽減負担金3万3,000円のほか、産前産後保険料軽減負担金2,000円の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。16款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金、補正額401万1,000円、1節総務費道補助金401万1,000円につきましては、地域づくり総合交付金400万円と移動通信用鉄塔施設整備事業費起債償還費補助金1万1,000円の補正計上でございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額173万円、1節農業費道補助金173万円につきましては、施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金の補正計上でございます。

5目教育費道補助金、補正額379万4,000円の減、2節保健体育費道補助金379万4,000円の減につきましては、部活動地域移行事業補助金の減額補正でございます。

16款道支出金、3項委託金、4目民生費委託金、補正額50万円、1節社会福祉費委託金50万円につきましては、北海道低所得世帯臨時特別給付金事務委託金の補正計上でございます。

5目教育費委託金、補正額183万4,000円、1節保健体育費委託金183万4,000円につきましては、部活動地域移行事業委託金の補正計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額5,678万5,000円、1節総務費寄附金5,678万5,000円につきましては、3,870件の余市町ふるさと応援寄附金4,478万5,000円と余市町まち・ひと・しごと創生推進プロジェクト応援寄附金1,200万円としてソリッド株式会社様からの100万円、りんどう漢方薬品株式会社様からの100万円、アイビック食品株式会社様からの100万円、北新マテリアル株式会社様からの10万円、株式会社カーヴ・ド・リラックス様からの20万円、ホクレン農業協同組合連合会様からの100万円、タレントスクエア株式会社様からの10万円のほか、合同会社ラビッツ様、

株式会社RUNWAYS様、株式会社フォーイト様、シフトプラス株式会社様、匿名を希望される事業者様からのご寄附でございます。

4目民生費寄附金、補正額13万6,000円、1節民生費寄附金13万6,000円につきましては、社会福祉寄附金といたしまして紺谷昭子様からの10万円と匿名を希望される方からの3万5,200円の補正計上でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、1項財政調整基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額5,000万円の減、1節財政調整基金繰入金5,000万円の減につきましては、財政調整基金繰入金の減額補正でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,603万8,000円、1節繰越金1,603万8,000円につきましては、繰越金の補正計上でございます。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額2,718万1,000円、1節雑入2,718万1,000円につきましては、確定見込みによる北後志地区介護認定審査会事業町村負担88万8,000円の減と北後志消防組合還付金2,806万9,000円の補正計上でございます。

22款町債、1項町債、1目土木債、補正額870万円につきましては、事業費の確定見込みに伴います補正計上でございます。節別に申し上げますと、1節道路橋りょう債1,020万円につきましては、道路ストック整備事業債630万円、道路案内標識設置事業債390万円の補正計上でございます。2節住宅債110万円の減につきましては、各団地環境整備事業債の減額補正でございます。3節都市計画事業債40万円の減につきましては、各公園環境整備事業債の減額補正でございます。

3目公共施設等適正管理推進事業債、補正額40万円の減、1節公共施設等適正管理推進事業債40万円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴います教職員住宅解体事業債10万円の減、町道整備事業債30万円の減の補正計上でございます。

す。

4目緊急自然災害防止対策事業債、補正額420万円の減、1節緊急自然災害防止対策事業債420万円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴います河川護岸補修事業債190万円の減と町道のり面対策事業債230万円の減の補正計上でございます。

5目脱炭素化推進事業債、補正額20万円の減、1節脱炭素化推進事業債20万円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴います公共施設等脱炭素化事業債の減額補正でございます。

6目過疎対策事業債、補正額170万円の減、1節過疎対策事業債170万円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴います橋りょう補修整備事業債1,280万円の減、歩道用ロータリー除雪車購入事業債840万円、除雪作業車等保管倉庫建設事業債480万円、過疎地域持続的発展特別事業債210万円の減の補正計上でございます。

7目臨時財政対策債、補正額560万8,000円の減、1節臨時財政対策債560万8,000円の減につきましては、額の確定に伴う減額補正でございます。

次に、繰越明許費につきましてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正につきましては、繰越事業の追加でございます。1、追加、6款農林水産業費、1項農業費、事業名、施設園芸生産基盤緊急支援事業、金額173万円。

次に、地方債補正につきましてご説明を申し上げます。同じく3ページの中段をご覧ください。第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定見込み等に伴う起債限度額の補正でございます。1、変更、起債の目的、道路ストック整備事業債、補正前限度額720万円、補正後限度額1,350万円。道路案内標識設置事業債、補正前限度額680万円、補正後限度額1,070万円。各団地環境整備事業債、補正前限度額4,480万円、補正後限度額4,370万円。各公園環境整備事業債、補正前限度額1,750万円。



円、補正後限度額1,710万円。教職員住宅解体事業債、補正前限度額450万円、補正後限度額440万円。町道整備事業債、補正前限度額2,890万円、補正後限度額2,860万円。河川護岸補修事業債、補正前限度額2,220万円、補正後限度額2,030万円。公共施設等脱炭素化事業債、補正前限度額700万円、補正後限度額680万円。橋りょう補修整備事業債、補正前限度額5,600万円、補正後限度額4,320万円。歩道用ロータリ除雪車購入事業債、補正前限度額920万円、補正後限度額1,760万円。除雪作業車等保管倉庫建設事業債、補正前限度額330万円、補正後限度額810万円。過疎地域持続的発展特別事業債、補正前限度額7,200万円、補正後限度額6,990万円。臨時財政対策債、補正前限度額3,683万1,000円、補正後限度額3,122万3,000円。町道法面対策事業債、補正前限度額1,540万円、補正後限度額1,310万円。

以上、報告第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

---

○議長（藤野博三君） 日程第4、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（小黑雅文君） ただいま上程されました報告第2号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第2号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました令和5年度余市町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

令和5年度余市町介護保険特別会計補正予算（第5号）の内容につきましては、歳出において総務費、保険給付費、地域支援事業費の確定見込みに伴う不用額の減額等を行ったものでございます。

また、歳入につきましては各経費の特定財源となります国庫支出金等の確定見込みにより収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年5月30日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。

令和5年度余市町介護保険特別会計補正予算(第5号)。

令和5年度余市町の介護保険特別会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,337万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,124万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。7ページをご覧ください。中段でございます。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額11万9,000円の減、8節旅費6,000円の減から18節負担金補助及び交付金7,000円の減までにつきましては、事務費等の確定見込みによる減額補正でございます。

1款総務費、2項徴収費、1目賦課徴収費、補正額19万7,000円の減、10節需用費6万円の減から12節委託料1万7,000円の減までにつきましては、賦課徴収事務に係る経費の確定見込みによる減額補正でございます。

次のページをご覧ください。1款総務費、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、補正額133万5,000円の減、1節報酬95万4,000円の減から11節役務費7万円の減までにつきましては、介護認定審査会に係る事務費等の確定見込みによる減額補正でございます。

2目認定調査費、補正額121万6,000円の減、1節報酬3万1,000円の減から12節委託料49万9,000円の減までにつきましては、認定調査に係る事務費等の確定見込みによる減額補正ございま

す。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等給付費、補正額1億2,872万5,000円の減、18節負担金補助及び交付金1億2,872万5,000円の減につきましては、給付費の確定見込みによる減額補正でございます。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費、補正額165万8,000円の減、18節負担金補助及び交付金165万8,000円の減につきましては、給付費の確定見込みによる減額補正でございます。

2款保険給付費、3項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額35万8,000円の減、11節役務費35万8,000円の減につきましては、審査支払手数料の確定見込みによる減額補正でございます。

次のページをご覧ください。2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正額605万5,000円の減、18節負担金補助及び交付金605万5,000円の減につきましては、高額介護サービス費の確定見込みによる減額補正でございます。

2目高額介護予防サービス費、補正額7万6,000円の減、18節負担金補助及び交付金7万6,000円の減につきましては、高額介護予防サービス費の確定見込みによる減額補正でございます。

2款保険給付費、5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費、補正額113万3,000円の減、18節負担金補助及び交付金113万3,000円の減につきましては、高額医療合算介護サービス費の確定見込みによる減額補正でございます。

2目高額医療合算介護予防サービス費、補正額6万5,000円の減、18節負担金補助及び交付金6万5,000円の減につきましては、高額医療合算介護予防サービス費の確定見込みによる減額補正でございます。

2款保険給付費、6項市町村特別給付費、1目

市町村特別給付費、補正額85万2,000円の減、18節負担金補助及び交付金85万2,000円の減につきましては、居宅介護福祉用具貸与費等の確定見込みによる減額補正でございます。

2款保険給付費、7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、補正額2,258万2,000円の減、18節負担金補助及び交付金2,258万2,000円の減、2目特例特定入所者介護サービス費、補正額1万円の減、18節負担金補助及び交付金1万円の減、3目特定入所者介護予防サービス費、補正額7万円の減、18節負担金補助及び交付金7万円の減、4目特例特定入所者介護予防サービス費、補正額1万円の減、18節負担金補助及び交付金1万円の減、1目から4目までにつきましては給付費の確定見込みによる減額補正でございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額2,064万円の減、18節負担金補助及び交付金2,064万円の減につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の確定見込みによる減額補正でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、補正額372万9,000円の減、18節負担金補助及び交付金372万9,000円の減につきましては、介護予防ケアマネジメント事業費の確定見込みによる減額補正でございます。

次のページをご覧ください。3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、補正額68万9,000円の減、7節報償費20万円の減から12節委託料35万6,000円の減までにつきましては、一般介護予防事業費の確定見込みによる減額補正でございます。

3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額132万7,000円の減、1節報酬26万8,000円の減から18節負担金補助及び交付金1万円の減までにつつま

ては、包括的支援事業に係る各経費の確定見込みによる減額補正でございます。

2目任意事業費、補正額344万6,000円の減、8節旅費1万円の減から19節扶助費45万6,000円の減までにつきましては、任意事業に係る各経費の確定見込みによる減額補正でございます。

3款地域支援事業費、4項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額17万6,000円の減、11節役務費17万6,000円の減につきましては、審査支払手数料の確定見込みによる減額補正でございます。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額109万4,000円、24節積立金109万4,000円につきましては、繰越金の確定見込みによる基金積立金の補正計上でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。4ページをご覧ください。2、歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額5,188万7,000円の減、1節現年度分特別徴収保険料4,521万1,000円の減及び2節現年度分普通徴収保険料667万6,000円の減につきましては、給付費の確定見込みによる減額補正でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額3,035万2,000円の減、1節現年度分3,035万2,000円の減につきましては、介護給付費に係る国庫負担金の確定見込みによる減額補正でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額1,286万1,000円の減、1節現年度分調整交付金1,286万1,000円の減、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額630万8,000円の減、1節現年度分630万8,000円の減、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額183万7,000円の減、1節現年度分183万7,000円の減、5目保険者機能強化推進交付金、補正額384万2,000円、1節保険者機能強化推進交付

金384万2,000円、6目介護保険保険者努力支援交付金、補正額493万3,000円、1節介護保険保険者努力支援交付金493万3,000円、1目から6目までにつきましては交付金の確定見込みによる補正計上でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額4,340万2,000円の減、1節現年度分4,340万2,000円の減、2目地域支援事業支援交付金、補正額681万3,000円の減、1節現年度分681万3,000円の減、1目及び2目につきましては交付金の確定見込みによる減額補正でございます。

5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、補正額2,189万1,000円の減、1節現年度分2,189万1,000円の減につきましては、介護給付費に係る道負担金の確定見込みによる減額補正でございます。

5款道支出金、2項道補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額315万5,000円の減、1節現年度分315万5,000円の減、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額91万9,000円の減、1節現年度分91万9,000円の減、1目及び2目につきましては地域支援事業に係る交付金の確定見込みによる減額補正でございます。

次のページをご覧ください。5款道支出金、3項道委託金、1目介護扶助費委託金、補正額1万7,000円の減、1節介護扶助費委託金1万7,000円の減につきましては、生活保護要保護者の介護認定に係る費用の確定見込みによる減額補正でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額2,000円、1節利子及び配当金2,000円につきましては、基金から生じる利子による補正計上でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給

付費繰入金、補正額2,045万円の減、1節現年度分2,045万円の減、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額315万5,000円の減、1節現年度分315万5,000円の減、3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額91万9,000円の減、1節現年度分91万9,000円の減、4目低所得者保険料軽減繰入金、補正額137万5,000円、1節現年度分137万5,000円、5目その他一般会計繰入金、補正額65万2,000円の減、1節事務費繰入金65万2,000円の減、1目から5目までにつきましては一般会計繰入金の確定見込みによる補正計上でございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額109万2,000円、1節繰越金109万2,000円につきましては、繰越金の確定見込みによる補正計上でございます。

以上、報告第2号につきましてご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 心配、私の杞憂かもしれないけれども、感じるので、ちょっと聞くのですけれども、昨年の5月の連休明けで一応コロナの分類が変わった。だんだん通常モードに戻っていたと思っていたのだけれども、実際にこの予算書見せてもらったら、大幅に介護サービスの給付のほうが減ってしまっているやに感じたのです。これは、結局コロナのときについて生活習慣をそのまま引きずった結果としてこうなっているというふうに考察するべきものなのか、あるいは本当に需要がなくなってしまったからこうなると見るべきものなのか、はたまた町としていろいろ考えているのだけれども、実は潜在的な需要がずれていて、こういう落ち着き方になって、最終

的に減額になったのだよというものだったのか、担当としてはどのように考察されているでしょうか。

○保険課長（小黒雅文君） 14番、大物議員のご質問に答弁申し上げます。

今回専決で落ちている主な給付の減の原因でございますけれども、まずこちらのほう計画を策定した第8期の介護保険事業計画になりますけれども、こちらが令和3年から5年の3か年でちょうどコロナが始まったときにはできている計画でございまして、それでコロナの部分ということはちょっと一切想定されていなかった計画でございまして、昨年度もそうでしたけれども、令和5年の5月からコロナが5類に移行しましたけれども、やはりコロナの影響で利用控えがあったのではないかとこの部分を考えております。また、コロナが結構長引いたことによりまして一定程度そういった部分で介護を受けなくてもいいというような慣れという部分も少し、一定の方がいらしたというお話もちょっと聞いているところでありますけれども、主な原因といたしましてはそういったところかというふうに考えております。

○14番（大物 翔君） まだこれから決算に向けて精査していかれるとは思いますが、あんまり細かいことは答えようがないかと思うのですけれども、ただ1点気になったのが、5月まではこれまでとはちょっと考えにくい状況が数年続いていたと。月別の給付の請求を例えばグラフ化してみたときにコロナの前のときの、季節によっても多分請求額って変わってくると思うのですけれども、その流れと去年の5月以降の流れを比較した際に需要自体が少しずつ回復している傾向にあると認められるものなのか、それとも下がったまま戻らないという状態できているのか、その辺のロール分析って大事かなと思うのです。なぜかという、4月から新しい期の介護計画が始まる

わけですけれども、そこで立てた見通しとのずれが今度また出てくるのが懸念されるものですから、その辺の精査って今後大事なのではないかなと思うのですけれども、担当としてはどうでしょうか。

○保険課長（小黒雅文君） 14番、大物議員の再度のご質問に答弁申し上げます。

実績の比較になりますけれども、こちらにつきましてはやはり私どもの今のところの見立てでは前年、5年度の決算ですから、4年度とほぼほぼ変わらないような水準できているというように見ておきまして、その原因だとか、そういったものはちょっとまだはっきり申し上げることはできないのですけれども、実績といたしましてはそういう現状にあるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認すること

に決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 日程第5、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（小黑雅文君） ただいま上程されました報告第3号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第3号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました令和5年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めらるるものでございます。

令和5年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容につきましては、歳出において総務費及び保険給付費並びに国民健康保険事業費納付金の確定見込みによる不用額の減額と財源の組替え計上を行ったものでございます。

また、歳入におきましては各経費の特定財源となります国庫支出金、道支出金及び一般会計繰入金金の確定見込み並びに繰越金により収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらるる。

令和6年5月30日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。

令和5年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度余市町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億6,445万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,360万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。4ページをご覧ください。下段でございます。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額ゼロ円、2目連合会負担金、補正額ゼロ円、3目特別対策事業費、補正額ゼロ円、1目から3目までにつきましては財源の組替え計上でございます。

1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

1款総務費、3項運営協議会費、1目運営協議会費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

1款総務費、4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

2款保険給付費、1項保険給付費、1目療養諸費、補正額3億603万1,000円の減、18節負担金補助及び交付金3億603万1,000円の減につきましては、療養給付費及び療養費の確定見込みによる減

額補正でございます。

2目高額療養費、補正額5,842万4,000円の減、18節負担金補助及び交付金5,842万4,000円の減につきましては、高額療養費及び高額介護合算療養費の確定見込みによる減額補正でございます。

次のページをご覧ください。3款国民健康保険事業費納付金、1項国民健康保険事業費納付金、1目医療給付費分、補正額ゼロ円、2目後期高齢者支援金等分、補正額ゼロ円、3目介護納付金分、補正額ゼロ円、1目から3目までにつきましては財源の組替え計上でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。3ページをご覧ください。2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目国民健康保険税、補正額5,005万6,000円の減、1節医療給付費分現年課税分3,593万8,000円の減、2節後期高齢者支援金分現年課税分1,092万8,000円の減、3節介護納付金分現年課税分319万円の減までにつきましては、国民健康保険税の確定見込みに伴う減額補正でございます。

4款国庫支出金、1項国庫補助金、2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、補正額12万円、1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金12万円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の確定見込みによる補正計上でございます。

次のページをご覧ください。5款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、補正額3億6,445万5,000円の減、1節保険給付費等交付金（普通交付金）3億6,445万5,000円の減につきましては、保険給付費等交付金（普通交付金）の確定見込みによる減額補正でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額372万4,000円、1節一般会計繰入金713万5,000円につきましては、一般会計繰入金の確定見込みによる補正計上でございます。2節保険基盤安定繰入金355万3,000円の減につきまし

ては、保険基盤安定繰入金の確定見込みによる減額補正でございます。3節未就学児均等割保険税繰入金13万1,000円につきましては、未就学児均等割保険税繰入金の確定見込みによる補正計上でございます。4節産前産後保険税繰入金1万1,000円につきましては、産前産後保険税繰入金の確定見込みによる補正計上でございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額4,621万2,000円、1節繰越金4,621万2,000円につきましては、繰越金の確定見込みによる補正計上でございます。

以上、報告第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認すること

に決しました。

○議長（藤野博三君） 日程第6、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（小黑雅文君） ただいま上程されました報告第4号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第4号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました令和5年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるとでございます。

令和5年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容につきましては、歳出において事務の確定見込みによる減額及び後期高齢者医療広域連合納付金の確定見込みによる減額を行ったものでございます。

また、歳入につきましては後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金等の追加及び減額並びに国庫補助金の追加計上により収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和6年5月30日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。

令和5年度余市町後期高齢者医療特別会計補正

予算（第1号）。

令和5年度余市町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ795万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,804万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明申し上げます。4ページをご覧ください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額18万6,000円の減、10節需用費11万5,000円の減及び11節役務費7万1,000円の減につきましては、一般管理費の確定見込みによる減額補正でございます。

1款総務費、2項徴収費、1目徴収費、補正額39万1,000円の減、10節需用費11万2,000円の減、11節役務費21万5,000円の減、12節委託料6万4,000円の減につきましては、徴収費の確定見込みによる減額補正でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額690万円の減、18節負担金補助及び交付金690万円の減につきましては、保険料等負担金の確定見込みによる減額補正でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額47万5,000円の減、22節償還金利子及び割引料47万5,000円の減につきましては、過年度支出金の確定見込みによる減額補正でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2ページをご覧ください。下段でございます。2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額520万4,000円の減、1節現年度分特別徴収保険料520万



4,000円の減につきましては、現年度分特別徴収保険料の確定見込みによる減額補正でございます。

2目普通徴収保険料、補正額206万2,000円、1節現年度分普通徴収保険料290万7,000円及び2節滞納繰越分普通徴収保険料86万5,000円の減につきましては、普通徴収保険料の確定見込みによる補正計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、補正額5,000円、1節督促手数料5,000円につきましては、督促手数料の確定見込みによる補正計上でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、補正額68万8,000円の減、1節事務費繰入金68万8,000円の減につきましては、事務費繰入金の確定見込みによる減額補正でございます。

2目保険基盤安定繰入金、補正額427万円の減、1節保険基盤安定繰入金427万円の減につきましては、保険基盤安定繰入金の確定見込みによる減額補正でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額51万8,000円、1節繰越金51万8,000円につきましては、繰越金の確定見込みによる補正計上でございます。

5款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額47万6,000円の減、1節保険料還付金47万6,000円の減につきましては、保険料還付金の確定見込みによる減額補正でございます。

6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目調整交付金、補正額10万1,000円、1節調整交付金10万1,000円につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する周知広報の諸経費の確定見込みによる補正計上でございます。

以上、報告第4号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わり

ました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第4号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

---

○議長（藤野博三君） 日程第7、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（紺谷友之君） ただいま上程されました報告第5号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

報告第5号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和5年度余市町水道事業会計補正予算（第5号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

その補正内容につきましては、収益的支出、営

業費用、資産減耗費において配水管布設替えに伴う配水管の除却、量水器の除却等に伴う固定資産除却費の増額補正を行ったものでございます。

収益的収入、営業外収益につきましては、令和5年度の一般会計補助金の確定見込みによる他会計補助金の減額補正を、長期前受金戻入の確定見込みによる増額補正を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年5月30日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和5年度余市町水道事業会計補正予算（第5号）。

第1条 令和5年度余市町水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款水道事業収益、既決予定額6億9,768万4,000円、補正予定額523万2,000円、計7億291万6,000円。

第2項営業外収益、既決予定額1億6,531万1,000円、補正予定額523万2,000円、計1億7,054万3,000円。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額7億2,162万8,000円、補正予定額2,558万5,000円、計7億4,721万3,000円。

第2項営業費用、既決予定額6億3,729万8,000円、補正予定額2,558万5,000円、計6億

6,288万3,000円。

第3条 予算第9条に定めた一般会計から補助を受ける金額「4,845万5,000円」を「4,806万8,000円」に改める。

1ページをお開き願います。次に、令和5年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。

令和5年度余市町水道事業会計予算実施計画。

収益的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款水道事業収益、補正額523万2,000円、2項営業外収益、補正額523万2,000円、2目他会計補助金、補正額38万7,000円の減につきましては、令和5年度の一般会計補助金の再計算を行ったことによる減額補正でございます。

3目長期前受金戻入、補正額561万9,000円につきましては、長期前受金戻入の確定見込みによる増額補正を行うものでございます。

支出、第1款水道事業費用、補正額2,558万5,000円、1項営業費用、補正額2,558万5,000円、5目資産減耗費、補正額2,558万5,000円につきましては、配水管布設替えに伴う配水管の除却、量水器の除却等に伴う固定資産除却費の増額補正でございます。

以上、報告第5号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第5号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

---

○議長(藤野博三君) 日程第8、議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長(高田幸樹君) ただいま上程されました議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算(第1号)について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案いたします補正予算につきましては、余市運動公園野球場改修事業の補正計上でございます。

また、歳入につきましては繰入金、諸収入、町債に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読して、ご説明申し上げます。

議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算(第1号)。

令和6年度余市町の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億3,000万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年5月30日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。2ページをお開き願います。下段でございます。3、歳出、8款土木費、5項都市計画費、2目公園管理運営事業費、補正額1億3,000万円、14節工事請負費1億3,000万円につきましては、余市運動公園野球場改修工事の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。同じく2ページの中段をご覧ください。2、歳入、19款繰入金、6項公共施設建設整備基金繰入金、1目公共施設建設整備基金繰入金、補正額2,514万2,000円、1節公共施設建設整備基金繰入金2,514万2,000円につきましては、歳出における余市運動公園野球場改修工事に係る繰入金の補正計上でございます。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額7,985万8,000円、1節雑入7,985万8,000円につきましては、同じく余市運動公園野球場改修工事に係るスポーツ振興くじ助成金の補正計上でございます。

22款町債、1項町債、5目過疎対策事業債、補正額2,500万円、1節過疎対策事業債2,500万円につきましては、余市運動公園野球場改修事業債の補正計上でございます。

次に、地方債補正につきましてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。中段でございます。第2表、地方債補正につきましては、起債事業の追加でございます。1、追加、起債の目的、余市運動公園野球場改修事業債、限度額2,500万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について

て、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法、償還期限、据置期間を含め30年以内とし借入先が定める償還方法による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。償還財源、一般歳入金、その他、起債の借入については借入先の融資条件による。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○15番(白川栄美子君) 2点ほどお伺いいたします。

この運動公園改修工事はどんな内容かということと、それから使えなくなる期間、いつから工事が始まって、いつ終わって、使える期間がいつなのかということをお聞きします。

○建設課長(井上健男君) 15番、白川議員からのご質問にご答弁いたします。

まず、1点目の運動公園の野球場の整備内容ということでございますけれども、大きく4点ございまして、まず1点目は内野グラウンドの造成、2点目は外野フェンスへの防護マットの設置、3点目はバックネットの更新、4点目はスコアボードの更新を予定しております。

2点目の使えなくなる期間ということでございますけれども、今後の改修工事のスケジュールといたしまして、6月から発注準備を進めまして、7月以降での工事発注を予定しております。8月頃から工事に着手し、順次工事を進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○15番(白川栄美子君) 8月から工事ということは、年内は使えないということで考えていいですか。どうなのか。

○建設課長(井上健男君) 15番、白川議員からの再度の質問にご答弁申し上げます。

使える期間といたしましては、7月末までは従来どおり使っていただきたいと考えております。

8月以降工事を進めてまいりたいと思っているのですけれども、関係団体と調整を図りながら改修を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○3番(岸本好且君) この野球場については長年関係団体から要望があって、やっと過去にない大幅な修復作業が行われるということで大変いいことだと思います。それで、1つ、私も各種大会行ってみて気になるのは、放送施設が、直っていただければいいのですけれども、結構不具合があって、せっかく激励の挨拶だとか選手宣誓が途切れ途切れになって、ちょっとそれが大会運営上もあんまり放送施設の不具合が生じてはよくないことですので、これ今回の4つの工事の中に今入っていないので、これは直っていただければいいのですけれども、今後これも含めて、せっかく直すわけですから、全面的に放送施設の関係についても総合的に補修をされたほうがよろしいかと思うのですけれども、その辺が現段階で分かればお聞きしたいと思います。

○建設課長(井上健男君) 3番、岸本議員からのご質問にご答弁申し上げます。

ただいま放送施設の件につきましてご意見をいただきましたところではございますけれども、今回の工事につきましては主に競技施設の改修を計画しており、選手の快適な利用や安全性の向上を目的としております。また、助成金につきましてもスポーツ競技施設の大規模改修ということになっておりまして、放送施設につきましては既存の施設の現況機能を維持していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○10番(伊藤正明君) 先ほど白川議員が質問し

た中で答弁が非常に不明確な部分があるので、再度答弁いただきたいと思いますが、たしかそれはいつまで使えなくなるのかという質問でして、そうしたら答弁では8月から工事に入りますという。では、エンドはいつを予定されているのか、要するに工事期間をどのぐらい予定されているかということを確認にご答弁いただきたい。

○建設課長（井上健男君） 10番、伊藤議員からのご質問にご答弁いたします。

すみません。先ほど工期のいつまでというのを答弁し忘れてしまいまして、申し訳ございませんでした。工事の期間といたしましては、先ほど申し上げました8月からスタートさせまして、一応工期といたしましては3月下旬をめどに設定したいと考えております。ただ、工事の進捗具合にもよるのですけれども、年内をめどに現場は完成できれぱと考えております。今年度いっぱいでは工事は完了させたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○13番（ジャストミートあたる君） 先ほど改修の内容が出ていまして、4つ出たのですけれども、1番目と2番目がちょっと聞きづらかったので、もう一度お願いします。

○建設課長（井上健男君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問にご答弁いたします。

すみません。なかなかちょっと初めてなものですから、緊張しておりまして、申し訳ございません。1番につきましてですけれども、内野のグラウンド整備となっております。内野の砂とかのクレー舗装というものを施工したいと考えております。2番につきましては、外野のフェンスの基礎部分等に防護マットを設置して、クッション台、こちらのほうを設置いたしまして、選手の安全性を向上させたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○13番（ジャストミートあたる君） この4つの中で一番お金がかかるのは、どれになりますでし

ょうか。

○建設課長（井上健男君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

この中で一番お金のかかるものということでございますけれども、この中で一番かかるものは先ほど2番目に申し上げました外野フェンスの防護マットになっておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤野博三君） 日程第9、議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（井上健男君） ただいま上程されました議案第2号 工事請負契約の締結について、

提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げます工事請負契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和6年度湯内漁港線のり面対策工事につきまして予定価格が5,000万円以上の請負工事となりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

町道湯内漁港線のり面につきましては、落石の影響により令和5年3月24日から一部通行止めとした後、大型土のうにより応急対策を行い、現在使用しているところでございますが、恒久的な対策として今回工事を行うものでございます。工事の概要といたしましては、抑止工であるグラウンドアンカーを併用したコンクリートによる吹きつけのり枠を設置し、のり面を安定化させる工事を行うものでございます。

本件に先立ちまして、去る5月23日に執行されました入札にて受注者が決定しましたことから、このたびご提案申し上げますものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年5月30日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、契約の目的、令和6年度湯内漁港線法面対策工事。

2、契約の方法、公募型指名競争入札。

3、契約金額、一金1億725万円也。

4、工期、自令和6年6月4日、至令和7年3月21日。

5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。

6、契約の相手方、余市郡余市町大川町15丁目

6番地1、和田建設工業株式会社代表取締役社長、和田哲也。

以上、議案第2号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○16番（寺田 進君） 今工事の内容をお伺いして、通行止めになっている場所でもありますし、一刻も早くと思えます。今工事の内容、吹きつけでのり面をきちんと収めるということで、図面には排水構造物が載っております。要するに排水もされるのではないかと思います。一応確認なのですが、ご存じかと思えますけれども、春先の雪解け時期にはこの部分物すごく水が上から落ちてきておりました。私も去年確認しております。ただ、今年は通行止めもあって、確認はしていませんが、夏になるとほとんど流れていないのです。春先の一部だけ相当の水量が噴き出している感じに見受けられるのですが、その辺のことも当然きちんと対処はされるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○建設課長（井上健男君） 16番、寺田議員からのご質問に答弁いたします。

おっしゃられましたとおり、春先の雪解け水はかなりの水量で流れているのを確認しております。現状排水溝設置予定の箇所につきましては、水道ができておまして、雪解け時に滝のように水が走っているような現状、今おっしゃられたとおりなのですが、そちらがそういう状況でございますので、のり面の対策を行っても流水を放置していくことはできませんので、それを放置しておきますとコンクリートの劣化につながるおそれがございます。そういったところもあります

ので、排水溝を整備しまして、今回対策する以外のところですか、そういったところですかにも影響がないように施す予定でございますので、ご理解願います。

○13番（ジャストミートあたる君） 参考資料3のところに入札経過が書いてあるのですけれども、第1回入札と第2回を見ると古垣建設が辞退をしているのですけれども、辞退理由って分かりますでしょうか。

○財政課長（高田幸樹君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に答弁申し上げます。

古垣建設様につきましては、一度1回目入札には参加、応札していただいておりますが、2回目になる前に辞退をいたしますという部分だけお伝えいただきまして、辞退という結果になりますので、ご理解お願いいたします。ですので、理由といたしましては、はっきりという部分につきましては分からないという部分になります。ご理解お願いいたします。

○6番（庄 巖龍君） 参考資料の3でございますけれども、第1回、第2回というふうになっておりますが、入札の経緯につきまして、次の議案にも関わってはくるのですけれども、1回で金額の差異が出ているにもかかわらず、2回入札をしなければいけないというふうになっているのですが、どういうふうな経緯をたどってこういうふうな入札、落札になるのか、なぜこれ2回しているのか、これについてのご説明をいただきたいと思っております。

○財政課長（高田幸樹君） 6番、庄議員のご質問に答弁させていただきたいと存じます。

入札の経緯につきまして1回目、2回目というふうに進んでいきますけれども、1回目入札につきまして予定価格の範囲内では収まらなかったという形になってございます。その際に一度1回目につきましては不落札という決定になりまして、2回目、3回目と続いていくというような形

になりますので、今回は2回目で落札していただけたというような結果になります。ご理解をお願いいたします。

○6番（庄 巖龍君） ということは、1回目に、道なんかもそうですけれども、最初に金額を示して、それに対して90%とか95%という形で余市町のほうもきちんと入札の制度の中にはパーセンテージも含めた上で金額を設定しているというふうに理解してよろしいでしょうか。それは、何%というふうになっているのでしょうか。その辺についてちょっと細かく説明してください。

○財政課長（高田幸樹君） 6番、庄議員の再度のご質問に答弁させていただきたく存じます。

庄議員おっしゃっているのは最低入札価格のことなのかと思うのですけれども、本町では最低入札価格につきましては設定しておりません。ですので、予定価格という部分につきまして、工事の契約の設計を基に設定された部分につきまして応札していただいた業者さんの金額がその範囲内にあるかどうかという部分で落札になるかどうかというのは決定されますので、ご理解お願いしたいと思います。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありますか。  
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時46分

---

再開 午後 1時00分

○議長(藤野博三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長(藤野博三君) 日程第10、議案第3号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長(井上健男君) ただいま上程されました議案第3号 工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げます工事請負契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和6年度橋梁補修工事(第1富沢橋)につきまして予定価格が5,000万円以上の請負工事となりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

第1富沢橋につきましては、町道富沢線に架設されており、昭和46年の供用開始から53年が経過しております。平成28年度並びに令和3年度に実施しました橋梁点検の結果、橋梁自体の経年劣化や部材の損傷が見られましたことから、道路の安全性や信頼性を確保するため補修工事を行うものでございます。

工事の概要といたしましては、支承、橋台、橋脚の補修、桁の塗装塗り替え、地覆の補修並びに伸縮装置の取替えを行うものでございます。

本提案に先立ちまして、去る5月23日に執行さ

れました入札にて受注者が決定しましたことから、このたびご提案申し上げます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年余市町条例第15号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年5月30日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、契約の目的、令和6年度橋梁補修工事(第1富沢橋)。

2、契約の方法、公募型指名競争入札。

3、契約金額、一金7,436万円也。

4、工期、自令和6年6月4日、至令和7年3月21日。

5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。

6、契約の相手方、余市郡余市町入舟町126番地、株式会社古垣建設代表取締役、古垣恒次。

以上、議案第3号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番(ジャストミートあたる君) 参考資料3のところには先ほどと同様に辞退とあります。先ほどと同じように、辞退の理由が分かれば教えてください。

○財政課長(高田幸樹君) 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に答弁させていただきたく存じます。

参考資料の3番、辞退というふうになってございます。中村建設株式会社様が辞退された、こち



らにつきましては入札の開始前に辞退の申出がありまして、中村建設様からお伺いしている理由につきましては、労務及び機材の調達が困難なためというふうなことでお伺いしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） これ入札前に辞退とありますが、これ金額を提示した上で入札前に辞退ということでしょうか。

○財政課長（高田幸樹君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁させていただきたく存じます。

議員おっしゃるように、金額の提示をしている状態での辞退かという部分には当たらないかと思えます。あくまでもそこは入札の予定価格というのを先に公表しておりませんので、金額を知った上で辞退されているというわけではなく、今回の理由、先ほど申し上げましたとおり、労務及び機材の調達が困難なためということでございますので、金額の部分での辞退理由ではないというふうにご理解いただければなと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○13番（ジャストミートあたる君） 先ほどの議案第1号、第2号とともに見て、ちょっと比較類推すると、何か辞退しているところが持ち回りしているように見えるのです。そうなると、議案第1号の運動公園野球場改修は中村建設が取りに来るのではないかなというふうに類推されるのですが、そういったことに対する監査というものは、ちゃんとされているのでしょうか。

○財政課長（高田幸樹君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁させていただきたく存じます。

財政課といたしましては、入札を取り仕切る立場といたしまして、入札に関しまして適正に執行されているというふうに認識しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤野博三君） 日程第11、議案第4号 町有財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○環境対策課長（大森直也君） ただいま上程されました議案第4号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第4号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、一般廃棄物の収集運搬に使用いたしますじんかい収集車の購入について予定価格が700万円以上の財産取得となりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

今回ご提案申し上げますじんかい収集車の購入につきましては、入替え対象車両が平成21年度に取得して以来、約15年が経過しており、冬期間における融雪剤の影響などにより年々車体の腐食が

激しく、今後においては修理では対応しかねる状態であり、各家庭から排出されます一般廃棄物の収集運搬に支障を来すことから、新車両を購入するものであります。

本提案に先立ちまして、去る5月8日に執行されました入札にて受注者が決定されたことから、このたびご提案を申し上げます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 町有財産の取得について。

次のとおり、じん芥収集車を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和6年5月30日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

- 1、取得の目的、じん芥収集車取得。
- 2、財産の取得の種類及び数量、じん芥収集車1台。
- 3、取得の方法、指名競争入札。
- 4、取得の価格、一金1,897万6,000円也。
- 5、取得の相手方、小樽市築港6番10号、北海道いすゞ自動車株式会社小樽支店支店長、大原和幸。

以上、議案第4号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○6番（庄 巖龍君） 収集車の購入に関連しましてちょっとお聞きしたいのですが、じん芥の車両の劣化ということを今購入の理由として説明をいただいたのですが、これじん芥収集自体が有害であるというふうな認識でやはり購入

をしなければいけないというふうなことで捉えてよろしいでしょうか。

○環境対策課長（大森直也君） 6番、庄議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、じんかいという捉え方と思うのですが、今回の購入につきましてはあくまでも外側と申しますか、ボディーの腐食による老朽化によって収集に支障を来すということで購入を考えてございました。このじんかい収集車購入に当たっては、町の一般廃棄物、これでいきますと燃えるごみが主立ったものでございます。中には燃えないごみ、粗大ごみも一部収集を担っているというところがございます。すみません、有害となるとご答弁申し上げますことちょっとできませんが、目的としては町の生活系のごみ、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみを収集するという目的で購入するものでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○6番（庄 巖龍君） 私なぜこういうお話をさせていただくかといいますと、火葬場がやっぱりじんかいだとか、そういったものを今の火葬場は出しているわけです。ですから、こういう収集車なんかについてもそういったもの、有害なものをまき散らさない、あるいはごみの収集についても町民に有害なものを与えない、火葬場に絡んで私言っているわけではありませんけれども、そういったものに関してやはり町民の安全を担保するという意味で購入したのだなというふうな受け止めておりました。あくまで私の考えでございますので、答弁は結構でございますので、よく分かりました。ありがとうございます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありません

んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 町有財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

○議長(藤野博三君) 日程第12、議案第5号 町有財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長(井上健男君) ただいま上程されました議案第5号 町有財産の取得について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げます町有財産の取得につきましては、冬期間の除排雪に使用いたしますロータリー除雪車の購入につきまして予定価格が700万円以上の財産取得となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

本件のロータリー除雪車につきましては、余市町の除排雪業務に使用する町有機械の購入を行うものでございます。

本案に先立ちまして、去る5月23日に執行されました入札について受注者が決定しましたことから、町有財産の取得について議会の議決を求めるべくご提案申し上げる次第であります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 町有財産の取得について。

次のとおり、ロータリー除雪車を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年余市町条例第15号)第3条の規定により議会の議決を求める。

令和6年5月30日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、取得の目的、除雪作業車(ロータリー除雪車)取得。

2、財産の取得の種類及び数量、ロータリー除雪車1台。

3、取得の方法、指名競争入札。

4、取得の価格、一金5,973万8,840円也。

5、取得の相手方、虻田郡倶知安町字比羅夫216-7、北海道川崎建機株式会社倶知安支店支店長、小谷内聡。

以上、議案第5号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 町有財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

○議長(藤野博三君) 日程第13、議案第6号 町有財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長(井上健男君) ただいま上程されました議案第6号 町有財産の取得について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げます町有財産の取得につきましては、通年の道路維持作業に使用いたします道路維持作業車の購入につきまして予定価格が700万円以上の財産の取得となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

本件の道路維持作業車につきましては、余市町の道路維持作業に使用する車両の老朽化により乗換えを行うものであります。

本提案に先立ちまして、去る5月21日に執行されました入札にて受注者が決定しましたことから、町有財産の取得について議会の議決を求めるべくご提案申し上げる次第であります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 町有財産の取得について。

次のとおり、道路維持作業車を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年余市町条例第15号)第3条の規定により議会の議決を求める。

令和6年5月30日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、取得の目的、道路維持作業車(ダブルキャブトラック)取得。

2、財産の取得の種類及び数量、道路維持作業車1台。

3、取得の方法、指名競争入札。

4、取得の価格、一金691万6,419円也。

5、取得の相手方、余市郡余市町大川町16丁目5番地、株式会社余市自動車工業代表取締役、森義仁。

以上、議案第6号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○15番(白川栄美子君) すみません。今回新しいのを買うのですけれども、処分する財産のほうで聞きたいのですけれども、3番目の価格、一金13万6,364円というのは、これは下取り価格なのか、残高はこれだけ残っているよというのなのか、ちょっとそこ分からないので、聞きたいと思いません。

○建設課長(井上健男君) 15番、白川議員からのご質問にご答弁いたします。

財産の処分に関する金額ということでご質問でありましたけれども、こちらは俗に言う車の下取りの価格となっておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○16番(寺田 進君) 私のほうから何点かちょっとお伺いしたいと思います。

新しく取得する車両の諸元を、この中ではちょっと分かりかねるところあるものですから、教えてください。1つは自動車の種別、それと乗車定員、それと最大積載量、それと車両重量、最後に

車両総重量、取得についてはこの項目を教えてください。

それと、車両本体価格と、恐らく道路維持作業車ですので、装備がその他たくさんあると思われるかもしれませんが、本体価格が幾らなのか、それとその他の装備費用がどういうふうな内訳になっているのか、大まかで結構ですので、内訳を教えてください。

それと、恐らく建設課でご使用になられると思いますけれども、このトラックを使用するのに運行に必要な免許証はどの免許証が必要なのかと。

それと、その免許証を持っていらっしゃる方が建設課で今現実的に何人いらっしゃるのかということを知りたいのと、参考までに教えていただきたいのは、最後に処分する車両の年式入っていますけれども、走行距離が何キロぐらい走っていらっしゃるのか、これを教えていただければと思います。

○議長（藤野博三君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午後 1時25分

---

再開 午後 1時36分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番、寺田議員の質疑に対する答弁をお願いいたします。

○建設課長（井上健男君） 答弁調整のために貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

16番、寺田議員からのご質問にご答弁申し上げます。まず、1点目の諸元に関しましては、貨物車両となります。定員につきましては6名です。3の最大積載量につきましては、2トンとなっております。車両重量につきましては2,770キログラム、総重量に関しましては5,100キログラムとなっております。

それで、3点目の免許を持っている人は何人いるのかというご質問ですけれども、課で14人運転できるようになっております。

処分する車両の走行距離に関しましては、4月末現在で19万5,295キロとなっております。

○議長（藤野博三君） 免許の種別についての質疑もあったと思うのですが、その答弁お願いいたします。

○建設課長（井上健男君） 答弁漏れについて答弁いたします。

免許要件に関しましては、普通免許で運転できます。

○財政課長（高田幸樹君） 16番、寺田議員のご質問に答弁させていただきたく存じます。

議員ご質問の新しい車両の本体価格ですとか、あとその他機装に係る価格につきましての内訳的なものというご質問でございましたが、このたびの入札に関しましては総体の金額で一本で入札されておりますので、その内訳的な部分については分かりかねる次第でございますので、ご容赦お願いしたいと思います。

○16番（寺田 進君） 恐らく勘違いをされていると思うのですが、これ黄色い回転灯を装備されて、黄色、白のラインを塗装されて、使用されると思いますけれども、それをそのまま普通でやるということは届出をしないと。ナンバーでいくと、1ナンバーそのままいくのかなと。実は長さがきつと過ぎるので、1になると思うのですが、併せて運転免許証が普通免許証だとおっしゃいましたけれども、今の現行の免許制度、すみません、私も道路交通法と道路運送車両法と日本の交通事情、交通というか、法律がばらばらになっているので、確かかと言われると分かりませんが、今18歳で運転免許を取得すると総重量が3.5トンのトラックまでしか乗れないのです。我々の時代のときはいやいや、4トンまで乗れるよと言っていたのですが、この総

重量が5.1トンになるわけですから、普通免許でその資格が持てる人は、ちなみに私も今持っている免許証そうなのですけれども、中型（8トンに限る）と、これを持っている人ということ、年齢が35歳、取った年にもよります。今の18歳で取ったとしたら35歳以上の人でしか乗れなくなるわけなのです、この車。その方が14名いらっしゃると。大丈夫なのかなと、ちょっと。恐らく間違っているのではないかと。その辺のことを再度お願いします。

○建設課長（井上健男君） 16番、寺田議員からの再度のご質問にご答弁申し上げます。

免許の改定前、改定後のお話であろうと思えますけれども、先ほど申し上げました14名につきましては、全員旧制度の免許のほうで取得しているものでございまして、私も含め課内にそれが14名おります。最近の若手が入っている者は、今でいうところの普通免許になりまして、それが2トン未満となっておりますので、そちらに関してはちょっと今回含めない人数が14人となっておりますので、ご理解のほどよろしく願い申し上げます。

（何事か声あり）

○議長（藤野博三君） 答弁漏れありますので、それも答弁お願いいたします。

○建設課長（井上健男君） 答弁漏れとのご指摘でございますが、種別につきましては貨物車両となっております。ご理解のほどよろしく願い申し上げます。

○16番（寺田 進君） 3回の質問の最後になってしまうので、ちょっと返答恐らくいただけないというか、結果は出ないと思いますが、現状今使っている、替えようとされている、下取りに出される車、ダイナの恐らく16年ぐらい乗っている車、これも8ナンバーついていませんか。ついていなかったらこれは違法ですから、申し訳ないですけれども。注意してください、次新しい

車をつくるときに。屋根の上に回転灯を回して走行できる車、通常の4ナンバーとか1ナンバーとかというプレートで走行すると、これは道路交通法違反になります。ですから、恐らくここは違うと思われま。

先ほど価格の件でなかなか分割して出ないというお話がありましたけれども、費用がかかるということは重々承知しておりまして、そのことも含めて内容が分からなければ果たして適正なのかどうかということを我々も判断し難い部分がございます。さっき言った、特殊車両ですので、回転灯をつけたり、塗装を入れたり、様々な付随する手続だとかのことも含めてかかるのはある意味では分かりますが、実は私が単純に調べたトヨエースの、恐らくトヨエースだと思われま、車のネット上に出ている価格が471万4,200円です。それに様々な架装して、装備を装着して、この金額になると思われるのですが、それを果たして分からなくて、我々がどこでどう判断したらいいのかというのも甚だ疑問な部分がございます。そのことを含めて、答え出せて言われてもちょっと難しいかと思うのですけれども、恐らく種別については貨物というのはカタログ上だと思います。これを届出をして、8ナンバーにするのであれば特大になるはずは。

それと、費用についても、今後については様々なことがあると思えますので、でき得る限り事前に分かりやすく判断できるような材料を出していただくと助かりますので、この辺のご返答を伺って終わります。

○建設課長（井上健男君） 寺田議員からの再度のご質問にご答弁申し上げます。

車両の種類等につきましては、適正な運用をするように努めてまいりますので、ご理解願いたいと思えます。

（「議事進行」の声あり）

○9番（土屋美奈子君） ちょっと答弁が不十分

かと思えます。今質疑の中で違法性があるという発言がありました。それをここで今採決するのですから、きちんとした違法性があるのかなのかということをしていただかなければ、私たちはこの議案を採決することができないと考えますので、答弁のほう不十分かなというふうに思いますので、ちょっと精査をお願いいたします。

**○議長（藤野博三君）** ただいま議事進行ありまして、16番、寺田議員のほうから違法性があるかもしれないというような質疑ありました。寺田議員は今で納得されたようですけれども、議事進行の中でその部分ももう少し審議したほうがいいのかと。もし答弁できればその辺の、ナンバーです、早い話は。8なのか1なのかというナンバーだと思うのですけれども、その辺についても答弁できれば答弁お願いしたいと思います。

答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午後 1時48分

---

再開 午後 2時06分

**○議長（藤野博三君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番、寺田議員の質疑に対する答弁を求めます。

**○建設課長（井上健男君）** 答弁調整のために貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

16番、寺田議員からの再度のご質問にご答弁申し上げます。まず、1点目なのですけれども、先ほどの運転できる免許についての答弁でございましたけれども、先ほど普通免許と答弁させていただきました。ちょっと整理させていただきましたところ、改定後の運転免許といたしましては準中型以上というふうになっておりますので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

2点目の車両の種別等についてのご質問でございますが、今回購入する車両につきましては回転灯は入ってございません。また、ナンバーにつきましては、1ナンバーを予定しております。回転

灯を設置する場合につきましては、適正な手続の上届出をして、許可を取った後に装着としたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

**○10番（伊藤正明君）** 私のほうからは、会計処理上の問題でご質問したいと思います。

下取り価格が13万6,364円、購入価格が七百何万円で、両方足しますとグロスでは718万9,147円というふうになるわけですけれども、今回の購入価格において落札した先についての下取り価格はこの金額ですという表示が出ています。会計上売却益という捉え方、つまり両建て勘定ですべき案件ではないのかと。としたならば、下取り価格云々についてはこれ売却益で、車の購入価格については購入価格といったような会計処理をするのが筋ではないのかなというふうの一つ思うのが1点。としたならば、購入に当たっての入札価格についても下取り価格の部分は別建てで表示しながら、それを合わせてこの金額ですというふうにしなれば、一方は下取り価格はこうだけれども、その分差し引いたのがこの金額だから、ネットでこれだからこれというような、そういった部分というのはまたちょっと違うのではないのかなと。要するに公金を扱うわけですから、その辺やっぱり明確にした中で購入、入札価格は処理すべきだというふうに考えるのですけれども、財政課長としての見解をお聞かせください。

**○財政課長（高田幸樹君）** 10番、伊藤議員のご質問に答弁させていただきたいと思えます。

会計処理上発生主義に基づいて処理されますと、売却益については両勘定ということで、いわゆる小売価格となるには売却した価格というのは別建てで表示されるものではないのかというご指摘だというふうに思っておりますが、議員ご指摘のとおり本来そうあるべきかとは思っておりますが、今回の入札に関しましては、まず下取りを前提とした形での入札をさせていただいた形になっ

てございます。例えばこの下取りの車両については、別途入札をかけたまま売却するという場合には議員ご指摘のとおり両勘定の形でのいわゆる貸借対照表上での取扱いですとか、行政コスト計算書上での取扱いというふうな形にはなるかと思いますが、申し訳ございません、今回の契約につきましては下取り価格込みでの契約をさせていただいたという次第でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○10番（伊藤正明君） 今の説明で筋が通っているかというふうに思いますけれども、ただ下取り価格を含んだ価格での入札ということは非常に曖昧な金額がそこで発生するわけです。下取り価格10万円で考えて入札した業者と下取り価格を30万円で考えて入札した業者ではそこにはかなりの差が出る。また、その下取り価格が適正なものであるのかどうかという判断もそこには出てくるというふうに思うのです。特にこういった車については、お聞きしたら15万キロ、16万キロ程度の走行距離ということであれば、それを13万何がしかで売却すると。多分これ市場に流せばもっと高い金額で売れます、この車は。ただ、そういったことでその辺が非常に曖昧な中で進んでいるということで、やはり公金でございますので、その辺を明確にした中で入札させる、つまり下取り価格は幾らでとか総金額は幾らですとか、また別々にどうだとか、そういった透明性のある処理をすべきかというふうには私は感じましたので、質問させていただきました。それについての見解をお願いします。

○財政課長（高田幸樹君） 10番、伊藤議員の再度のご質問に答弁させていただきたいと存じます。

議員ご指摘のとおり、あくまでも下取り車、下取りに出す車についても町有財産でございます。ご指摘のとおり、本来であれば別の入札、いわゆる売却の入札というのを行いまして、するべきではないのかというふうな形をご指摘いただいたか

というふうに思っております。今後におきましては、そういった部分に注意しまして執行させていただきたいと存じますので、ご理解のほどお願いいたします。

○13番（ジャストミートあたる君） ちょっと表のほうなのですけれども、先ほど工事のほうでは比較価格というのがあったのですが、車両になると比較価格がないのはどういった理由なのでしょう。

○財政課長（高田幸樹君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に答弁させていただきたく存じます。

このたびの車両購入につきましては、税込み価格での応札をお願いしている次第でございます。それに伴いまして予定価格の欄だけの形に表記となっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 町有財産の取得について



は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤野博三君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和6年余市町議会第3回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時15分

上記会議録は、中山書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            12番    藤    野    博    三

余市町議会議員            8番    川内谷    幸    恵

余市町議会議員            9番    土    屋    美奈子

余市町議会議員            10番    伊    藤    正    明